

一般社団法人日本膝関節学会

理事会・委員会開催費及び公務出張旅費等に関する規則

第1条 (目的)

一般社団法人日本膝関節学会（以下「この法人」という）は、この法人の理事会・委員会の開催に伴う費用（以下「開催費」という）及びこの法人の役員並びに委員会委員の公務出張旅費、宿泊費（以下「旅費宿泊費」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (開催費)

開催費については、会場費及び飲食費を含め、3時間以内の会議の場合、1人当たり6,000円を限度とする。

また、3時間を超える場合は1人あたり8,000円を限度とする。但し、開催地等の特別な事情により、限度額を超えざるを得ない場合は、予見積書を事務局に申請し、財務委員会の許可を得るものとする。

第3条 (旅費の支給基準)

1. この法人の役員並びに委員会委員が公務上の必要により、会議への出席等のため出張する場合は、旅費を支給する。
2. この法人の会員がこの法人の代表として、国外で開催される公式会議に出席する場合の公務出張による旅費、出発地及び目的地間の往復航空運賃の支給については、理事会によって決議する。
3. 旅費の支給については、出発地及び目的地の間の距離とし、使用交通機関と支払額を事務局に提出するものとする。
4. 出発地の基準は、事務局に登録されている主たる勤務先とする。主たる勤務先を有さない場合は事務局に登録されている自宅とする。
5. 航空機や特急列車を使用した際の旅費の精算は、信憑書類原本を事務局に提出するものとする。なお、鉄道利用の場合、グリーン料金は認めない。航空機利用の場合はエコノミークラスとする。
6. タクシーは、業務上緊急やむを得ない事情があるとき、交通機関のない地域または交通機関の利用が非常に不便な地域で、学会が認めた場合に限り、その実費を支給する。なお、タクシーを利用した場合は、旅費の精算にあたって領収書を添付しなければならない。
7. 以下に定める学会の開催時には支給しない。

(旅費宿泊費の支給対象とならない学会・研究会)

- ・この法人の学術集会
- ・日本整形外科学会学術集会、基礎学術集会、骨・軟部腫瘍学術集会

第4条 (宿泊費の支給基準)

会議の日程上、宿泊をせざるを得ない場合は、宿泊費を支給する。

なお、3条6に定める学会、研究会の開催時には、宿泊費は支給しない。

1. 宿泊費基準

原則として、1泊20,000円以内とする。

附則

1. この規則に定める以外の細則は、理事会が別に定める。
2. この規則は、2024年6月17日から施行する。